

農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第十七条第七項の規定によって、次のとおり登録検査機関の登録事項の変更の届出があった。

平成三十年二月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

住所				抹消		内 変 容 更	変 更 の あ つ た 農 産 物 検 査 員
住所				抹消		氏 名	
小泉 貴資	山田 輝明	沼座 孝之	山城 雄介	廣島市佐伯区城山 一丁目二番一七号	廿日市市四季が丘 上七番一一号	氏 名	農産物検査を行う 農産物の種類
廿日市市物見西二 丁目七番一三―A ―一〇二号	廿日市市峠九〇番 三二五号	もみ、 玄米	もみ、 玄米	もみ、 玄米	もみ、 玄米	住 所	
もみ、 玄米	もみ、 玄米	もみ、 玄米	もみ、 玄米	もみ、 玄米	もみ、 玄米	種 類	変 更 年 月 日
平成三〇 年一月一 六日	平成三〇 年一月一 六日	平成三〇 年一月一 六日	平成三〇 年一月一 六日	平成三〇 年一月一 六日	平成三〇 年一月一 六日		

佐伯中央農  
業協同組合